【令和４年１０月１２日からの施設利用基準】
西部地域福祉センターにおける
新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項

【１】西部地域福祉センター来館者への注意事項

〇発熱等の風邪症状がある場合には、来館を控えてください
〇マスクを着用してください
〇来所者は手洗いの実施や、設置している消毒液にて手指消毒を行ってください
〇来所者同士の間隔は、適切な距離（約１～２m）をとってください
〇接近及び真正面の会話等をしないでください
〇ロビーでの談話はご遠慮ください
〇エレベータでは、密集を避けてください
〇室内での食事は非対面、距離確保、十分な換気、必要短時間により、黙食としてください
〇湯呑茶碗等の使用はご遠慮ください

【２】西部地域福祉センターで活動する際の注意事項

西部地域福祉センターで活動する際は、上記の「【１】西部地域福祉センター来所者への注意事項」に加え、以下のことに注意して活動してください。

◆“３密”の回避について

（１）換気を適切に（密閉しない）

・部屋の利用にあたっては原則扉を開ける
・こまめな換気（30 分に１回は窓を開ける）を行う
・可能であれば２方向の窓を同時に開ける

（２）人との距離をとる配慮（密集しない）

・利用者同士は、適切な距離（約１～２メートル）を取る
・コロナ対応後の部屋の定員の範囲内で活動する

（３）接近した会話等をしない（密接しない）

・全員がマスクを着用（原則、マスクを着用しないときは利用できません）
・まめに手洗い、手指の消毒を行う
・接近した会話等はしない
・真向いに座らない

◆チェック表と参加者の把握管理について

・利用前：部屋を利用する前に、チェック表の確認をお願いします。（提出不要）
・利用後：万が一参加者の方から感染者が確認された場合に、濃厚接触者の確認が必要になる場合がありますため、利用団体において、参加者全員の把握管理をお願いします。（各団体で管理ください。）

【令和４年１０月１２日からの施設利用基準】

「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点

基本的な留意点

●室内でマスクを着用しない活動

（他者との距離が確保でき、会話を行わない場合は、マスク着用は必要ありません）

●手と手が届く範囲で触れ合う活動

★感染リスクの高い活動を制限するものであって、団体を制限するものではありません。

十分な配慮が必要な活動

●大声での発声、歌唱、声援、吹奏楽器等及び茶道による活動

例：合唱・コーラス・詩吟・カラオケ・吹奏楽器演奏及び茶道などは人との距離を確保し、身体接触を伴わない方法で、マスクを着用してご利用ください。
ただし、管楽器・オカリナ・尺八等の吹奏楽器においては**演奏時にのみ、茶道においては茶を飲む時及び菓子を食す時のみ、**マスクを外すことを可とします。
楽器演奏は、十分な距離を取り、一方向を向いて、唾等は拭き取って各自持ち帰るなど、衛生管理と感染対策を十分に徹底して活動してください。
茶道においては、茶を飲むことと、所作上の菓子を食することを可とします。茶碗や道具の使い回しを行わないでください。

※室内の換気に十分配慮してください。
※連続した活動は 30 分以内とする。
※向かい合う配置は避ける。
※30 分に１回５分程度換気をする。なお換気中は、活動は中断する。

●呼気が激しくなるような運動

例：舞踏・ダンスや運動・体操などは人との距離を確保し、身体接触を伴わない方法でご利用ください。また、換気に十分配慮してください。
ただし、社交ダンスなどでは、**当該サークル内であれば、**身体接触を可とします。
衛生管理と感染対策を十分徹底して活動してください。

●向かい合って会話する活動（近接・真向い）

例：語学サークル、囲碁、将棋などは人との距離を確保し、向かい合って会話をしない方法でご利用ください。

●室内での飲食

※食事中は黙食とし、食事中以外は、マスクを着用してください。
※向かい合う配置を避けてください。
※室内の換気に十分配慮してください。
※対人距離を確保し食事は必要短時間としてください。

★当施設をご利用する際は、**必ず「注意事項」と「上記内容（施設利用の留意点）」について確認**し、全員と共有してください（感染防止対策が確保できない場合は実施できません）。
下記の部屋の定員の範囲内で、利用をお願いいたします。

部屋名	制限緩和後の定員	部屋名	制限緩和後の定員
会議室１	24名	娯楽室１	16名
会議室２	24名	娯楽室２	16名
会議室３	24名	浴　室１	６名
研修室	24名	浴　室２	４名
和　室	８名		